

令和4年6月9日

高等学校等就学支援金非対象の保護者 様

岐阜県立加茂高等学校長

令和4年度岐阜県立高等学校授業料免除申請について

このことについて、授業料徴収対象（就学支援金が非対象）となっている生徒のうち、岐阜県立高等学校授業料徴収条例第6条に基づき授業料が免除となる場合がありますので、裏面をご確認いただき、対象となる要件を満たしている場合は下記のとおり事務室までご連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 依頼内容

- 裏面をご確認いただき、対象となる要件を満たしている場合は、令和4年6月17日(金)までに事務室へご連絡ください。その際、必要な書類をお知らせしますので、同月24日(金)までに事務室へご提出ください。
- 該当がない場合は、ご連絡いただく必要はありません。

2 注意事項

- 高等学校等就学支援金の対象となっている方や本年7月期の就学支援金を申請する予定の方は対象ではありません。
- 今回、対象となっていない方でも、年度途中で新たに対象となった場合は、随時申請することができますので、その際は事務室までご連絡ください。

加茂高等学校事務室 大坪
TEL.0574-25-2133

授業料免除制度について

岐阜県では、貧困・災害その他特別の理由が生じた場合には、授業料の全部又は一部の免除を行っています。

家計に経済的な変動等が生じた方は、授業料の免除の申請ができる場合がありますので、次の内容を確認してください。

《一般免除》

- 1 生活保護法に規定する被保護者若しくは要保護者の世帯
被保護者の世帯は全額免除、要保護者の世帯は半額免除
- 2 扶養者が住家又は事業用資産により著しい損害を受けた生徒
全額免除
- 3 学校長により留学を許可された生徒
全額免除
- 4 本人及び扶養者が市町村民税の所得割額の納付を要しない世帯
半額免除
- 5 特別な理由があると認められる生徒
 - ・児童養護施設に入園している生徒 全額免除
 - ・申請年度における自己の扶養者の死亡、長期にわたる傷病その他特別の事由により家計が著しく困窮している世帯 半額免除

《交通遺児等免除》 全額免除

交通遺児であり、かつ、以下のいずれかに該当する生徒

- 1 生活保護法に規定する被保護者若しくは要保護者の世帯
- 2 本人及び扶養者が市町村民税の所得割の納付を要しない世帯
- 3 本人及び扶養者が所得税の納付を要しない世帯
- 4 扶養者が国民年金の保険料の納付を免除されている生徒
- 5 同一生計に属する者が児童扶養手当の支給を受けている生徒
- 6 同一生計に属する者が市町村から就学援助を受けている生徒

＜参考＞令和4年度授業料

全日制 月額 9,900 円（年額 118,800 円）
定時制 月額 2,700 円（年額 32,400 円）

- 注)・本制度は、高等学校等就学支援金を所得制限により受給できないため、授業料負担が必要となる生徒を対象としています（本来、就学支援金対象となる生徒が申請していないことにより就学支援金非対象となっている場合は、授業料免除の対象となりません）。
- ・入学金及びPTA会費、生徒会費、学年積立金等の学校諸費は、授業料免除制度の対象ではありません。
 - ・授業料免除制度における「扶養者」としては、申請者（生徒）の同一世帯の者すべてを免除の審査対象としているため、基本的に世帯全員の所得課税証明書が必要になります。
 - ・申請書及び必要書類については、項目によって異なりますので、担当者にお問い合わせください。
 - ・授業料免除では対象とならなかった方で、経済的理由により修学困難な方については、奨学金制度があります。